「廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針」の作成について

令和 8 年 10 月 6 日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）第 55 条の 9 第 2 項の規定による「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」の作成に先立ち、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針」を作成し、東京電力ホールディングス株式会社に提示しましたので、お知らせいたします。

＜別紙＞廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針

お問合せ先：
原子力損害賠償・廃炉等支援機構
廃炉総括グループ
菊島・天野
03-5545-7104